

令和4年1月25日  
学校健康推進課

議会の委任による専決処分の報告  
(児童の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

本件は、令和3年4月27日開催の教育委員会において、学校での事故に関する損害賠償請求を受け、請求人とは示談交渉を進めていく旨の報告をしていた事案である。この度本件について示談を進めるため、地方自治法第180条の規定に基づき、専決処分を行ったので報告する。

2 事件の概要等

本件は、世田谷区立小学校の教室内において、令和元年10月28日の6校時の陸上スポーツクラブ中に教室で立ち幅跳びを行った際、児童が腰椎椎体骨折を追う事故が発生し、学校に安全配慮義務違反があるとして、区は損害金162万円及び通院付添にかかわる損害賠償請求等を求められていた事案である。請求人は弁護士を介して訴外での話し合いを希望し、区は示談に向けて代理人弁護士と話し合いを続けてきた。

区は損害賠償額について、負傷事故の慰謝料算定に用いられる一般的な算定基準を基に慎重に検討し、請求人と交渉を重ねた結果、合意に至った。

3 合意内容（要旨）

世田谷区は、請求人に対し、本件賠償金として145万円を支払う。また世田谷区と請求人らとの間には、合意書に定めるもののほか、本件に関して何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 損害賠償額

1,450,000円

なお、本件賠償金については、「特別区自治体総合賠償責任保険」により、全額補てんされる。

5 専決処分日

令和4年1月17日